

オムロン真和会会則

第1条（名 称）

この会はオムロン真和会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目 的）

本会はオムロン真和会会員（以下「会員」という）相互の「親睦交流」と「健康福祉の増進」をはかることを目的とする。

第3条（活 動）

本会は前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。

- （1）総会の開催 （2）会員相互の親睦交流と健康福祉の増進のための諸行事 （3）会員本人の慶弔見舞
- （4）会社からの諸行事の招待参加 （5）会社およびオムロン直営の福利厚生に関わる保養施設の利用
- （6）その他本会の目的達成のための必要な活動

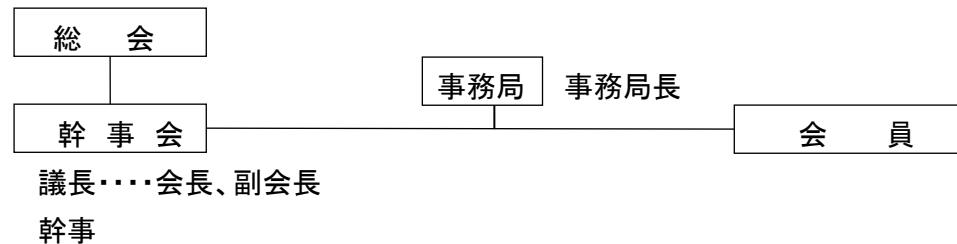
第4条（構 成）

オムロン株式会社および国内関係会社の退職者で下記のいずれかに該当し、本会に入会を希望し、かつ幹事会の承認（事務局長の入会承認で手続き運用する）を得たもので構成する。

- ① 勤続10年以上（社外出向期間・常勤嘱託期間を含む）の退職者 ② その他幹事会で特別に認めたもの
- 2 ただし、以下のいずれかに該当する場合は入会資格を有しないものとする。

- ① 懲戒もしくはそれに準ずる事由による退職者 ② 会則第14条により入会后除名された者

第5条（組 織）



本会の運営上、幹事会が必要と認めた場合は、地域ブロックを設けることができる。

第6条（本会役員）

本会組織運営のため、次の役員をおく。

- ① 会長 1 名、② 副会長 1 名、③ 幹事 若干名、④ 監事 1 名、⑤ 事務局長 1 名

第7条（本会役員任命）

- （1）役員の任命は会員の中より幹事会で推薦し、総会で承認する。ただし、事務局長は会社了解のもと会社の役員、顧問、社員の中より幹事会で推薦し、総会で承認する。
- （2）役員の任期は、総会で決定後、2年後の総会までとする。ただし、再任・重任は妨げない。
- （3）役員に欠員が生じたときは、幹事会で補充推薦を行い、幹事会で承認する。その任期は前任者の在任期間とする。なお、当該役員後任者が決定するまでの期間については、幹事会でその代行を互選する。

第8条（本会役員の任務）

- （1）会長は本会を代表し、その組織運営を統轄する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長職務を代行する。
- （3）幹事は幹事会に参加し、総会の方針に基づき会務を執行し、その運営にあたる。
- （4）監事は本会会計を監査し、総会に決算状況を報告する。また幹事会に同席し、意見を述べる。
- （5）事務局長は本会の組織運営を円滑に進めるため、事務局業務の責務をつかさどる。

第9条（名誉役員）

会長及び副会長の任務を担当した役員は、その功をたたえるためにその任期終了後、総会の承認を得て名誉役員と称する。

第10条（総 会）

- （1）総会は本会運営の最高議決機関で、毎年1回開催する。
ただし、必要に応じ幹事会の決定により臨時総会を開催することもできる。
- （2）総会は会長が招集するものとし、次の参加者の出席を得て開催するものとする。
 - ①本会役員
 - ②ブロック代議員 2名代議員は各ブロックから代表幹事を含む2名を定数とし、ブロック総会等で選出されたものとする。
- （3）総会付議事項
 - ①本会役員任命就任及び退任の承認
 - ②年度会務運営報告と会計報告の承認
 - ③年度活動計画と予算の決定
 - ④その他特別事項の承認
- （4）総会の決議は、出席会員の過半数の同意を得るものとし、可否同数のときは議長が決定する。

第11条（幹事会）

（1）幹事会は本会運営の執行機関として、会長招集のもと、必要の都度これを開催する。

- ①総会付議事項の上申決定
- ②年度活動計画に基づく具体的実施事項の検討と決定
- ③会員よりの具申事項の検討と決定
- ④会社からの依頼事項、連絡事項の検討と決定
- ⑤その他特別事項の検討と決定

（2）幹事会は会長、副会長、幹事、事務局長で構成し、議長は会長ないし副会長がその任を行うものとする。

第12条（会計）

- （1）本会運営に関し、総会及びその他総会で承認されている主要行事で必要経費発生の際は都度予算計画を立案し、幹事会で承認の上、会費の徴収を行う。
- （2）その他の必要運用経費は、入会金、寄付金、賛助金その他の収入をもって運用する。
- （3）本会運営に関する役員の諸経費は、実費支払いとする。
- （4）本会の会計は一般会計によるほか、必要に応じ特別会計を設けることができる。
- （5）決算年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。
- （6）会計監査は、幹事会で承認を得た上、総会で年度会計決算報告を行い、承認決定を受ける。
- （7）会計業務は、事務局長の責務のもと、事務局でこれを行う。

第13条（事務局）

- （1）本会の運営を円滑に進めていくために、事務局を設置する。
- （2）事務局は事務局長と事務局員若干名で構成する。
- （3）事務局員は事務局長の指示のもと任務を遂行する。

第14条（会員の除名）

本会員が次の行為を行い、その事実が確認された場合、幹事会は当該会員を除名できる。

- ①真和会の運営を阻害したとき
- ②会社（役職員を含む）または本会員の名誉体面を毀損したとき
- ③会員の個人情報等の機密を漏らし、または漏らそうとしたことが明らかなとき
- ④法による有罪の判決を受けたとき。またはそれに準ずる行為があったとき
- ⑤前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

第15条（入会申込手続き）

本会資格該当者で入会希望者は、申込書に必要事項を記入の上、入会金（終身会費）1万円（平成09年10月1日より適用）を添えて、事務局に
申込む。

第16条（会則の改廃）

本会則は幹事会でその改廃を検討決定する。

・昭和58年 9月18日 制定	・平成15年10月 9日 第5回改訂実施	・平成20年 6月26日 第10回改定実施
・昭和60年 9月14日 第1回改訂実施	・平成16年 5月24日 第6回改訂実施	・平成21年 8月26日 第11回改定実施
・平成 2年 1月 1日 第2回改訂実施	・平成17年 7月26日 第7回改定実施	・平成23年10月 7日 第12回改定実施
・平成 6年 9月 1日 第3回改訂実施	・平成17年10月26日 第8回改定実施	・平成23年12月26日 第13回改定実施
・平成14年12月26日 第4回改訂実施	・平成19年 7月23日 第9回改定実施	・平成24年10月 3日 第14回改定実施
・平成28年 7月 7日 第15回改訂実施	・平成29年 3月31日 第16回改訂実施	・平成30年 8月28日 第17回改訂実施